



令和3年11月25日

各 位

埼玉労働局労働基準部長



石綿事前調査結果報告システムのユーザーテストの実施について（依頼）

日頃から、労働基準行政の推進につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号）による改正後の石綿障害予防規則第4条の2に基づく事前調査の結果等の報告については、電子情報処理組織を使用して、元請事業者から地方公共団体（大気汚染防止法関係部署）及び所轄労働基準監督署長に報告しなければならないとされているところです。

同報告に使用する石綿事前調査結果報告システム（以下「システム」という。）について、今般、下記のとおり厚生労働省においてユーザーテストを実施することとしておりますので、貴職におかれましては、貴団体会員事業者が参加していただきますよう、周知をお願い申し上げます。

記

1 ユーザーテストについて

令和4年4月の石綿事前調査結果報告制度の施行に向け、事業者のみなさまにシステムの操作について確認していただく機会として、ユーザーテストを実施します。

2 ユーザーテストの実施時期について

ユーザーテストは令和4年1月18日～同年2月18日の実施を予定しております。

3 ユーザーテストの実施対象者について

ユーザーテストに参加制限は設けず、本運用でシステムの利用対象



となる全ての利用者が参加可能です。

4 ユーザーテストの内容について

ユーザー テストは3月中旬からの本運用にあわせ、一連の操作を本運用と同じ形で実施します。ユーザー テストで入力した申請データはユーザー テスト終了時に削除されます

5 その他

詳細については、「【事業者向け】石綿事前調査結果報告システムユーザー テストについてのご案内」をご覧ください。



石綿事前調査結果報告システム

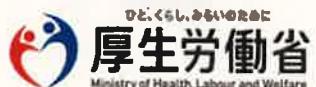
ユーザーテストについてのご案内

令和3年11月

石綿事前調査結果報告システムURL

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

(※ユーザーテスト開始までは、システムに関するページ（石綿総合情報ポータルサイト：厚生労働省委託事業により運営）に自動転送されます)



目次

1. ユーザーテストについて	2
2. ユーザーテストの実施時期について	3
3. ユーザーテストの実施対象について	4
4. ユーザーテストの内容について	5
4-1 事前調査結果の申請など	6
4-2 ユーザーアカウントの管理	6
5. ユーザーテスト中の問合せ	7

1. ユーザーテストについて

令和4年4月の石綿事前調査結果報告制度の施行に向け、事業者のみなさまにシステムの操作について確認していただく機会として、ユーザーテストを実施します。

石綿事前調査結果報告システムについて

改正石綿障害予防規則・大気汚染防止法の施行に対応するため、厚生労働省・環境省が共同して電子報告システムの構築を行ってきました。

令和4年4月 事前調査結果報告制度施行 (石綿則・大気汚染防止法)	事業者による石綿調査の適切な実施を図るために、令和4年4月1日より一定の解体・改修工事について、石綿含有の有無に問わらず、元請業者等が事前調査結果を労働基準監督署及び都道府県等へ報告することを義務づけ
石綿事前調査結果報告 システムの開発	事業者、及び行政職員の利用性と運用性を考慮し、それぞれの負担を軽減させつつ、確実な報告が可能な電子申請システムとして、厚生労働省・環境省が連携して石綿事前調査結果報告システムを開発し、令和4年3月中に本運用開始予定

ユーザーテストについて

システムの利用者のみなさまを対象としたユーザーテストを実施します。本資料には、ユーザーテストの実施概要を記載しています。

いつ 実施するのか P3	ユーザーテストの実施期間は、 令和4年(2022)年1月18日 から2月18日まで1か月間を 予定しています。	だれが 参加するのか P4	みなさまにシステムの利用に慣 れていただくため、石綿事前調 査結果報告システムを利用予 定のすべての方がユーザーテス トの参加対象です。	なにを 実施するのか P5	事前調査結果の申請操作など システム操作に「慣れていただ くため」、実際のシステムを利 用したテストを実施いただけます。 また、本運用に向けた一部の設 定作業も行っていただけます。
------------------------	--	-------------------------	--	-------------------------	---

2. ユーザーテストの実施時期について

ユーザーテストは1月18日～2月18日の実施を予定しております。

令和4年(2022年)1月							令和4年(2022年)2月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1			1	2	3	4	5
2	3	4	5	6	7	8			6	7	8	9	10
9	10	11	12	13	14	15			13	14	15	16	17
16	17	18	19	20	21	22			20	21	22	23	24
23	24	25	26	27	28	29			27	28			
30	31												

凡例
テスト期間

利用可能時間について

本運用時と同様、土・日・祝日を含む24時間運用を予定していますが、メンテナンス等により一時的に運用を中止する場合があります。

ユーザーテスト終了後のスケジュールについて

ユーザーテストで登録されたデータの消去等、本運用に向けた準備作業を行うため、システムの利用を一旦停止します。本運用の開始スケジュールについては別途お知らせします。

3. ユーザーテストの実施対象者について

ユーザー テストに参加制限は設けず、本運用でシステムの利用対象となる全ての利用者が参加可能です。

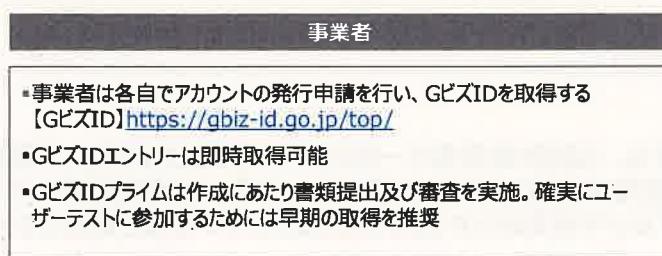
ユーザー テストの参加者について

石綿事前調査結果報告システムを利用する全ての方がユーザー テストの参加対象です。また、参加人数の制限などは設けません。



利用するユーザーアカウントについて

ユーザー アカウント(本システムを利用するためのID・パスワード)は、本運用時に使用するものと同じものを利用します。



4. ユーザーテストの内容について

ユーザー テストは3月中旬からの本運用にあわせ、一連の操作を本運用と同じ形で実施します。ユーザー テストで入力した申請データはユーザー テスト終了時に削除されます。

ユーザー テストの実施内容について

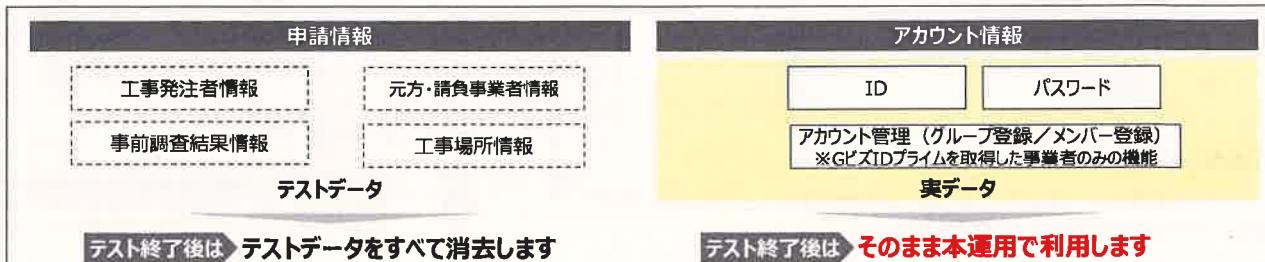
ユーザー テストでは、石綿事前調査結果報告システムの操作方法について、実際の運用時と同様に一連の操作を通してテストしていただくことで、利用者のみなさまに習熟を図っていただきます。なお、アカウント情報については、本運用時に使用する情報の設定を行っていただくことが可能です。



使用的するデータについて

ユーザー テストは本運用と同じ環境を利用して実施しますが、申請したデータはテスト終了後にすべて削除されますのでご注意ください。

なお、アカウント情報については、ユーザー テストで利用した情報をそのまま本運用で使用できますのでパスワード等の設定情報を忘れないようお願いします。



4-1. 事前調査結果の申請など

事前調査結果の新規申請

※ユーザー テスト終了後情報は削除



- 事業者の方には、実際に行った事前調査結果（または架空の事前調査結果）をもとに、新規申請操作をはじめとしたシステムの全ての機能をご使用いただけます。**実際の事前調査結果をもとに入力する場合は、個人情報を加工して入力することをお勧めします**（このデータは、労働基準監督署・自治体等で参照可能な情報となります）。
- ユーザー テスト終了後、申請情報は削除されます（アカウント情報はGビズで管理されていますので、本運用開始後も引き続き利用できます）。**実際に行なった事前調査結果情報をユーザー テスト期間中に申請いただいたとしても、本運用開始後（令和4年3月中予定）に、改めて申請を頂く必要がありますので、御了承ください。**

4-2. ユーザーアカウントの管理

アカウント管理

※本運用へ引き継ぐ

- 申請情報以外のアカウント情報については、申請情報と異なり本運用にアカウント情報をそのまま引き継ぎます。ユーザー テスト時に設定した以下の情報は本運用に引き継がれることになります。
- ・GビズIDメンバー アカウントに設定されたグループ登録／メンバー登録（※GビズIDプライムを取得された事業者の方のみの機能）

各機能の詳しい説明については、石綿総合情報ポータルサイト（厚生労働省）／環境省ウェブサイト等に掲載される「石綿事前調査結果報告システム 利用者マニュアル - 詳細機能編 -」をご確認ください。
また、マニュアルは今後更新されることもありますので、都度ご確認ください。

5. ユーザーテスト中の問合せ

ユーザーテストの実施中に不明点や不具合が発生した場合の問合せ方法

ヘルプデスクへの問い合わせについて

ユーザーテストの実施中に、操作上の不明点やシステムの不具合が考えられる事象が発生した場合は、まずははじめにマニュアルの確認をお願いします。

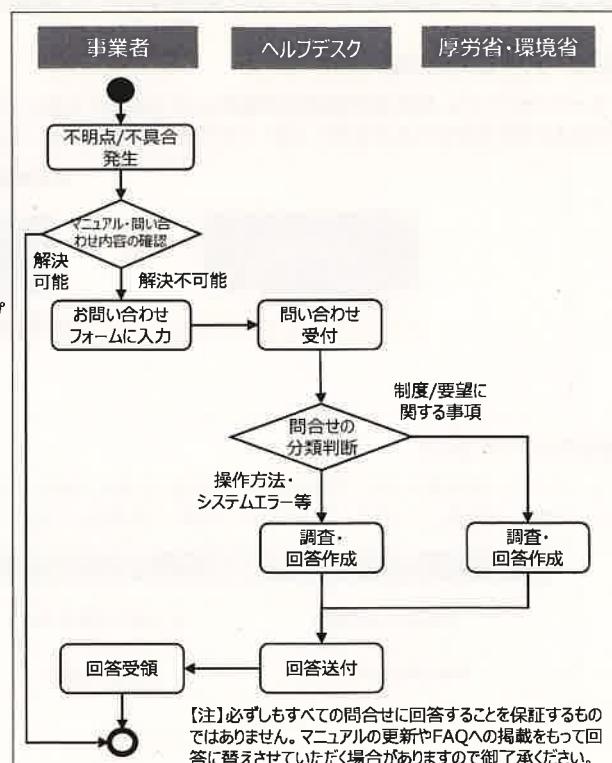
また、ユーザーテスト期間中は、システムのトップ画面に表示されるお知らせ一覧に、全国から寄せられた問い合わせ内容とその回答を掲載しますので、こちらもあわせてご確認をお願いします。

マニュアルやお知らせ一覧に記載がなかったり、記載どおりの操作を行っても期待する結果が得られない場合は、システム内に設けられているお問い合わせフォームからヘルプデスクに問い合わせをお願いします。



電話での問い合わせについて

ユーザーテスト実施中は、限られた人員で問い合わせ対応を行っているため、問合せは基本的にお問い合わせフォームでお願いします。



アスペスト
石綿の有無の

解体・改修・各種設備工事の
受注者の皆さんへ

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。

※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開予定です。公開までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます。

※システムの利用にはgビズID（gビズプライムまたはgビズエントリー）が必要です。gビズIDの発行手続きは↓
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

石綿事前調査結果報告システム 検索



事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80m ² 以上
	改修（※1）	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物（※3）	解体・改修（※2）	請負金額が税込100万円以上

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

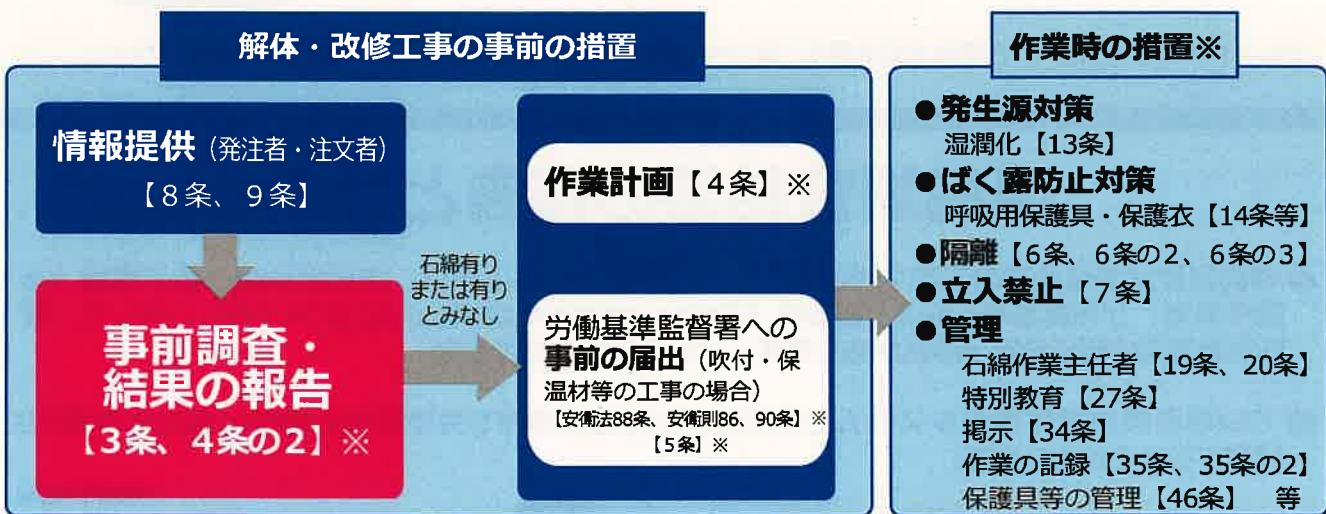
※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規則の規制概要）

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業者、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索

